

<Q&A>令和8年度予算執行調査(事業所用)
「障害福祉サービス等(障害児通所支援)」
「障害福祉サービス等(就労継続支援B型)」

No.	分類	設問番号	質問	回答内容
1	1.一般的事項	-	予算執行調査とは、どのような調査か。なぜ「障害児通所支援」及び「就労継続支援B型」を調査するのか。	財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しにつなげていく取組みです。毎年度テーマを決めて実施しており、本年度は「障害児通所支援」及び「就労継続支援B型」ほか、31件の調査をすることになりました。詳細は下記の財務省ホームページをご覧ください。 https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/gaiyou.htm https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2026/sy0804/0804b.html
2	1.一般的事項	-	調査に協力する必要があるのか。協力しない場合、罰則はあるのか。	上記の趣旨で、国内の全自治体、全事業所の皆様に調査をお願いしております。罰則はございませんが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
3	1.一般的事項	-	調査票の回答が何に使用されるか不安である。	調査票の回答については、統計分析(※)目的以外に使用することはありません。調査結果は、財務省において集計・分析を行い、取りまとめ・公表させていただきますが、自治体や事業所の名前が個別に公表されることはありません。 (※)ここでいう「統計分析」とは、皆様からいただいた回答を1件ずつ確認したり、個別の事業所を評価したりするものではありません。「全体のうち、どのような回答がどの程度あったか」といった形で、数字としてまとめて整理し、全体的な傾向や課題を把握するために利用するものです。
4	1.一般的事項	-	本調査はなぜ、地方公共団体を間にいれるのか。財務省が独自で行うべきではないか。	財務省では、調査対象事業所の設置状況等を把握できないため、事業所の指定権限を有する地方公共団体に調査の協力を依頼するものです。本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
5	1.一般的事項	-	回答は、地方公共団体や所管省庁(子ども家庭庁、厚生労働省)経由で提出するのか。回答内容は地方公共団体や所管省庁(子ども家庭庁、厚生労働省)に共有されたり、公表されたりするのか。	回答は、事業所の皆様からMicrosoft Formsで直接財務省へ提出していただきます。ご回答いただきました内容については、地方公共団体や所管省庁(子ども家庭庁、厚生労働省)を含む、第三者へは共有いたしません。集計・分析し結果を公表することになりますが、個別事業所についての内容を評価したり、公表したりするものではありません。
6	1.一般的事項	-	なぜこれほど大量の質問をするのか？なぜ●●について質問するのか？なぜ複数年度にわたって質問をするのか？	予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しにつなげていくためには、確認する必要がある内容です。本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
7	1.一般的事項	-	他の自治体や事業所のアンケート結果を入手したいが可能か。	調査票は、財務省で集計・分析を行い、統計分析目的以外に使用することはない前提でご協力いただいているため、調査結果の公表以外で情報の提供は考えておりません。
8	1.一般的事項	-	なぜ管轄の財務局ではなく、近畿財務局からの依頼なのか。	予算執行調査は、毎年度テーマを決めて実施しており、財務省主計局の予算担当職員と全国の財務局職員が共同で実施する調査もございます。本年度は、「障害児通所支援」及び「就労継続支援B型」の調査について、近畿財務局が取りまとめ担当となりました。詳細は下記の財務省ホームページをご覧ください。 https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2026/sy0804/0804b.pdf
9	1.一般的事項	-	提出期日を過ぎてしまったが、どうしたらよいか。	提出期日を過ぎると、Microsoft Forms回答ページへアクセスはできません。提出期日後の回答は受け付けておりませんので、期限までにご回答頂きますようお願いいたします。提出期限が過ぎて提出が出来なくなった場合、特段のご連絡は不要です。
10	1.一般的事項	-	調査票の内容について質問したいが、どこに質問すればよいか。	ご質問がありましたら、調査依頼のありました都道府県若しくは市町村等へご照会願います。都道府県若しくは市町村等で回答ができないご質問はMicrosoft FormsのQ&Aを更新して、回答させていただきます。
11	3.Forms	-	Microsoft Formsによる回答が出来ない。Microsoft Forms以外による回答方法はあるか。調査票(Word版)をメールで提出してよいか。調査票(Word版)を画面で提出してよいか。	基本的にはMicrosoft Formsで受け付けていることから、アンケート画面に遷移しない場合は、再度、回答URLが正しく入力されているか、インターネットに接続されているかご確認ください。パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット等での回答も可能です。なお、回答期日を過ぎると、Microsoft Forms回答ページにはアクセスできなくなります。メールまたは画面での調査票の提出は原則受け付けておりませんので、Microsoft Formsでの回答にご協力をお願いいたします。
12	3.Forms	-	Microsoft Formsによる回答中にページが消えてしまった。回答の途中から再開できるか。また、回答の途中で保存はできるか。	Microsoft Formsでは、回答の自動保存機能や一時保存機能がありません。回答の途中でページが消えてしまったり、消してしまった場合は、お手数ですがもう一度最初からアンケートに回答をお願いいたします。また、ブラウザの更新ボタンや戻るボタンを押すと入力情報が消え、冒頭画面に戻ってしまいますので、ご注意ください。「送付のWord版に下書き→その内容をFormsに入力」の順で作業いただくと、スムーズにご回答いただけます。
13	3.Forms	-	誤って複数回答をしてしまったがどうすればよいか。	Microsoft Formsでは仕様上、回答回数の制限は行えないため、1事業所1回答をお願いいたします。なお、複数回答してしまった場合は、最新の回答を有効な回答とし、それ以外の回答は無効としますので、特段のご連絡は不要です。
14	3.Forms	-	Microsoft Formsの送信後に回答内容の修正(変更)・削除はできるか。誤った回答を送付してしまった場合、どうすればよいか。	回答を削除することはできません。誤った回答を送付してしまった場合、正しい回答を再送願います。最新の回答を有効な回答とし、それ以外の回答は無効としますので、特段のご連絡は不要です。
15	3.Forms	-	Microsoft Formsの回答内容を保存したい。	アンケートの最後に「回答のPDFを印刷または入手する」というボタンをクリックすると回答者自身が回答した内容をPDFなどで出力は可能です。
16	3.Forms	-	パソコンから回答する必要があるか。	Microsoft Formsは、スマートフォンやタブレット等での回答も可能です。
17	3.Forms	-	アンケートにファイルを添付したいが可能か。	回答の中で、ファイル等を添付することはできません。
18	3.Forms	-	質問番号が飛び飛びになっているが不具合なのか。回答に影響はあるのか。	分岐設定の仕様上発生するものですので、回答にあたって特に支障はありません。表示された質問にそのままご回答ください。
19	3.Forms	-	以下のエラーメッセージが表示されて、次に進めません。「次のページに進むには、●個の質問を完了する質問があります。質問 ●。」	赤色*印の付いた設問は、必須回答です。エラーメッセージ(「これは必須の質問です。」)が赤色表示されている設問にご回答ください。なお、ページ末尾に表示されるエラーメッセージの質問番号と、実際にエラーが発生している設問番号がズレる場合がありますが、システムの仕様上の問題ですので、その場合は番号は気にせず赤字表示をご確認ください。お手数をお掛けして、申し訳ありません。
20	3.Forms	-	数字(金額)を回答すると、以下のエラーメッセージが表示されて、次に進めません。「値は数値にする必要があります」	数字でご回答される際は、半角で数字のみ入力いただけますようお願いいたします。数字が全角になっていないかご確認ください。また、空白やカンマ「,」、単位「円」「人」などは入力しないでください。
21	5.調査票(事業所共通)	-	令和8年3月31日時点で事業を実施しているが、その後事業を終了した(または、終了予定である)。回答の必要はあるか。	調査対象の事業所は、当該サービスに係る指定を受けている全事業所(令和7年4月1日以降に設立された事業所は除く)です。事業を終了済みの場合は、回答の必要はありません。今後終了予定であっても、現時点でサービスの提供を行っている場合は、回答をお願いいたします。
22	5.調査票(事業所共通)	-	事業開始から1年未満だが、回答の必要はあるか。	調査対象の事業所は、当該サービスに係る指定を受けている全事業所(令和7年4月1日以降に設立された事業所は除く)です。令和7年4月1日以降に設立された事業所の場合は、回答不要です。
23	5.調査票(事業所共通)	-	1つの会社で複数の事業所を運営している場合は、アンケートはどのように回答すればよいか。	1事業所1回答となります。法人本部でまとめて回答する場合は、お手数ですが事業所ごとにご回答ください(例えば、1つの会社で10事業所を運営している場合、10回答が必要です)。

24	5.調査票(事業所共通)	-	複数事業所を経営しており、●●費を一括計上している場合、どのように回答すればよいか。	本調査は事業所ごとの回答を求めていますので、事業所単位で按分し、それぞれの事業所ごとにご回答願います。(例えば、1つの会社で10事業所を運営している場合、10回答が必要です)。按分の方法は、延べ利用者数、収益、事業規模等といった合理的な根拠に基づく方法であれば任意とします。
25	5.調査票(事業所共通)	(就労B) 15~32 (児発) 14~35 (放デイ) 13~34	複数の事業所を兼務している者はどのようにカウントすればよいか。 また、同一事業所で兼務している者はどのようにカウントすればよいか。【職員配置状況等】	兼務者も1人とカウントして、回答してください。
26	5.調査票(事業所共通)	(就労B) 15~32 (児発) 14~35 (放デイ) 13~34	非常勤職員とパートタイム職員の定義を教えてください。	非常勤職員は常勤職員(事業所等で定めた所定労働時間のすべてを勤務している者)以外の従事者を指します。(契約上の身分(正規・非正規)によるものではありません。) パートタイム職員は非正規雇用の者を指します。
27	5.調査票(事業所共通)	(就労B) 75、76、83、84 (児発) 68、69、73、74 (放デイ) 67、68、72、73	サービス活動外収入やサービス活動外支出とは、具体的にどのようなものか。	サービス活動外収入(収益)は、例えば借入金利息補助金等を指します。 サービス活動外支出(費用)は、例えば支払利息等を指します。 (〔7〕令和7年障害福祉サービス等経営概況調査 記入要領のP26以降についても併せてご参照ください。)
28	5.調査票(事業所共通)	(就労B) 75、76、83、84 (児発) 68、69、73、74 (放デイ) 67、68、72、73	特別収益や特別費用とは、具体的にどのようなものか。	特別収益は、サービス活動収益及びサービス活動外収益以外の臨時・特別な収入額(固定資産売却益等)を指します。 特別費用は、サービス活動費用及びサービス活動外費用以外の臨時・特別な支出額(固定資産売却損等)を指します。 (〔7〕令和7年障害福祉サービス等経営概況調査 記入要領のP26以降についても併せてご参照ください。)
29	5.調査票(事業所共通)	(就労B) 74、82 (児発) 66、67、71、72 (放デイ) 65、66、70、71	サービス活動費用とは具体的にどのようなものか。	サービス活動費用(経常費用)は、例えば、人件費、事務費や事業費等を指します。 (〔7〕令和7年障害福祉サービス等経営概況調査 記入要領のP25以降についても併せてご参照ください。)
30	5.調査票(事業所共通)	(就労B) 74、82 (児発) 66、67、71、72 (放デイ) 65、66、70、71	サービス活動費用(経常費用)とは、国保連に請求するサービス活動費と同じものか。	国保連請求におけるサービス活動費とは異なります。 (参考)国保連に請求するサービス活動費 告示単位×加減算率×算定単位額に算定回数または算定日数(サービス提供回数または提供日数)
31	7.調査票(事業所・就労B)	(就労B) 33	代表者の資格保有状況について、資格保有者と未保有者がいる場合、どのように回答すればよいか。	「資格を保有している」を選択してください。
32	7.調査票(事業所・就労B)	(就労B) 50、51	「サテライトオフィス」とはどのようなものを指すのか。	事業所と異なる場所に設置されるワーキングスペースを指します。
33	7.調査票(事業所・就労B)	(就労B) 55、56	選択肢にある「内職(上記に記載されているものを除く)」と「その他軽作業」はどう違うのか。	内職(上記に記載されているものを除く)は、座ってできる手作業をイメージしてください。 その他軽作業とは、立ち作業も含めた軽い作業をイメージしてください。

「よくあるご質問(Q&A)」は下記サイトにて随時更新・追加回答しております。
上記で問題が解決しない場合は、下記サイトも併せてご確認願います。

<https://forms.office.com/r/iPzaT5CV6h>

